各 位

会 社 名 多 木 化 学 株 式 会 社 代表者名 取締役社長 多木 隆元 (コード番号: 4025 大証第1部・福証) 問合せ先 取締役総務人事部統括マネージャー

矢野 保孝

T E L : (079) 437-6002

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月29日開催予定の第88回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第4条(公告の方法)に定める公告を日本経済新聞に掲載する方法から電子 公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措 置を変更案第5条(公告方法)に定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、 次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ② 株主総会の運営を円滑に行うため、本店の所在地またはこれに隣接する地において開催することができるよう変更案第14条第2項(招集の時期と開催場所)を新設するものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等の一部につき、インターネットでの開示をもって株主の皆様に提供したものとみなすことができるよう変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ④ 株主総会の適正かつ円滑な運営を図るため、議決権の代理行使の人数を明確にするよう現行定款第16条(議決権の代理行使)を変更するものであります。(変更案第19条)

- ⑤ 取締役会において機動的な意思決定を行うことができるよう、書面または電磁的記録 による同意をもって取締役会の決議があったものとみなすことを可能とするため、変更 案第26条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- ⑥ 社外監査役がその役割を十分に発揮することができるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の変更案第34条(社外監査役の責任減免)を新設するものであります。
- ⑦ 会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成 19年3月29日(木)

平成19年3月29日(木)

以上

(下線は変更部分であります。)

現行定款 変更案 第1章 総 則 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は多木化学株式会社と称する。

(目 的)

- 第2条 当会社は次に掲げる事業を営むことを目的とする。
 - 1. 化学肥料、農薬、工業薬品、医薬品、医薬部外品、医療用材料、その他の化学製品及びその原料の製造、加工及び売買
 - 2. 一般肥料、飼料<u>及</u>びその原料の製造、加工<u>及</u>び 売買
 - 3. 発酵工業製品の製造、加工及び売買
 - 4. 軽金属、希有金属、その他の金属<u>及</u>びその化合物の製造、加工<u>及</u>び売買
 - 5. 建築材料の製造、加工及び売買
 - 6. 農業用資材、畜産業用資材、林業用資材<u>及</u>び漁業用資材の製造、加工<u>及</u>び売買
 - 7. 農産物、畜産物、林産物及び水産物の加工及び 売買ならびに栽培及び養殖の研究開発
 - 8. 石油、液化石油ガス<u>及</u>び油脂ならびに石油器具 及び液化石油ガス器具の売買
 - 9. コンピュータ、通信機器、事務用及び家庭用の 電子機器及び電気機器の売買
 - 10. 情報処理システム、通信システム<u>及</u>びコン ピュータソフトウェアの開発<u>及</u>び売買
 - 11. 各種自動車の整備、売買及びリース代行
 - 12. 化学工業用、環境保全用、農芸用、その他の用途のプラント、装置、機器の設計、施工、製作及び売買ならびにこれらに関する技術指導
 - 13. 土木工事、建築工事及び電気工事の設計、施工、監理ならびにこれらに関する技術指導
 - 14. 工業に関する事業
 - 15. 鉱業に関する事業
 - 16. 船舶に関する事業
 - 17. 造園に関する事業
 - 18. 遊園地等のレジャー施設、飲食店、スポーツ<u>及</u> びカルチャーに関する事業
 - 19. 不動産の売買、賃貸借、管理及び運営
 - 20. 土地山林の開墾ならびに経営
 - 21. 産業廃棄物の処理及び再生に関する事業
 - 22. 以上各号に付帯した工事に関する設計、監理<u>及</u> び施工

(商 号)

第1条 当会社は、多木化学株式会社と称する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。
 - (1) 化学肥料、農薬、工業薬品、医薬品、医薬部外品、医療用材料、その他の化学製品<u>およ</u>びその 原料の製造、加工および売買
 - (2) 一般肥料、飼料<u>およ</u>びその原料の製造、加工<u>お</u> よび売買
 - (3) 発酵工業製品の製造、加工および売買
 - (4) 軽金属、希有金属、その他の金属<u>およ</u>びその化 合物の製造、加工<u>およ</u>び売買
 - (5)建築材料の製造、加工および売買
 - (6) 農業用資材、畜産業用資材、林業用資材<u>およ</u>び 漁業用資材の製造、加工および売買
 - (7) 農産物、畜産物、林産物<u>およ</u>び水産物の加工<u>お</u> よび売買ならびに栽培および養殖の研究開発
 - (8) 石油、液化石油ガス<u>およ</u>び油脂ならびに石油器 具および液化石油ガス器具の売買
 - (9) コンピュータ、通信機器、事務用<u>およ</u>び家庭用 の電子機器および電気機器の売買
 - (10) 情報処理システム、通信システム<u>およ</u>びコン ピュータソフトウェアの開発および売買
 - (11) 各種自動車の整備、売買およびリース代行
 - (12) 化学工業用、環境保全用、農芸用、その他の用 途のプラント、装置、機器の設計、施工、製作 および売買ならびにこれらに関する技術指導
 - (13) 土木工事、建築工事<u>およ</u>び電気工事の設計、施工、監理ならびにこれらに関する技術指導
 - (14) 【現行定款どおり】
 - (15) 【現行定款どおり】
 - (16) 【現行定款どおり】
 - (17) 【現行定款どおり】
 - (18) 遊園地等のレジャー施設、飲食店、スポーツ<u>お</u> よびカルチャーに関する事業
 - (19) 不動産の売買、賃貸借、管理および運営
 - (20) 【現行定款どおり】
 - (21) 産業廃棄物の処理<u>およ</u>び再生に関する事業
 - (22) 以上各号に付帯した工事に関する設計、監理<u>お</u> よび施工

現行定款

- 23. 以上各号に掲げる製品<u>及</u>び技術の輸出、輸入<u>及</u> び売買
- 24. 道路運送事業
- 25. 損害保険代理業
- <u>26.</u> 経営上必要と認める他会社の株式所有ならびに 投資
- 27. 以上各号に付帯若しくは関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を兵庫県加古川市に置く。

【新 設】

(公告の方法)

第<u>4</u>条 当会社の公告は日本経済新聞に掲載して<u>これを</u> 行うものとする。

第2章 株 式

(会社が発行する株式の総数)

第<u>5</u>条 当会社の<u>発行する株式の総数は</u> 7,600万株とする。<u>但し株式の消却が行われた場合は、これに</u> 相当する株式数を減ずる。

【新 設】

(自己株式の取得)

第<u>6</u>条 当会社は<u>商法第211条/3第1項第2号の</u>規定に 基づき、取締役会の決議<u>をもって</u>自己株式を取 得することができる。

(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)

第<u>7</u>条 当会社の<u>1単元の株式の数は</u>1,000株とする。 <u>当会社は1単元の株式の数に満たない株式に係</u> る株券を発行しない。

【新 設】

変更案

- (23) 以上各号に掲げる製品<u>およ</u>び技術の輸出、輸入 および売買
- (24) 【現行定款どおり】
- (25) 【現行定款どおり】
- (26) 【現行定款どおり】
- (27) 以上各号に付帯もしくは関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を兵庫県加古川市に置く。

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1)取締役会
 - (2)監査役
 - (3)監査役会
 - (4)会計監査人

(公告方法)

第<u>5</u>条 当会社の公告<u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して<u>行う。</u>

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第<u>6</u>条 当会社の<u>発行可能株式総数は、</u>7,600万株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第<u>8</u>条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議<u>によって市場取引等により</u>自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第9条 当会社の<u>単元株式数は、</u>1,000株とする。

2. 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

現行定款 変更案

(株券の種類)

第8条 当会社の発行する株券の種類は取締役会の定めるところによる。

【新 設】

(単元未満株式の買増請求)

第<u>9</u>条 当会社の単元未満株式を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき</u>数の株式を売渡すことを当会社に対して請求(以下「買増請求」という。)をすることができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りで<u>ない。買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>

【新 設】

(名義書換代理人)

第10条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

【新 設】

【新設】

【削除】

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲 げる権利以外の権利を行使することができな い。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をす る権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割 当ておよび募集新株予約権の割当てを受け る権利
- (4)次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第<u>11</u>条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる</u>数の株式を売渡すことを当会社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りで<u>はない</u>。

2. <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取</u>扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

現行定款	変更案
(株主の届出事項) 第11条 当会社の株主及び登録質権者又はその法定代理 人は、その住所、氏名及び印鑑を名義書換代理 人に届出なければならない。前項に掲げた者が 日本国内に住所又は居所を有しない場合は、日 本国内に於て通知を受ける場所又は代理人を定 め、これを名義書換代理人に届出なければなら ない。前2項に規定する届出事項に変更を生じ	【削除】
た場合もまたそれぞれの規定に準ずるものとする。 (基準日) 第12条 当会社は毎年12月31日の最終の株主名簿に記載 又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか必要ある場合は、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とする。	【削除】
(株式取扱規則) 第13条 当会社の株式に関する <u>事項は</u> 本定款 <u>に規定する</u> もののほか、取締役会 <u>で</u> 定める株式取扱規則に よる <u>ものとする</u> 。	(株式取扱規則) 第13条 当会社の株式に関する <u>取扱いおよび手数料は、</u> <u>法令または</u> 本定款のほか、取締役会 <u>において</u> 定 める株式取扱規則による。
第3章 株主総会 (招集) 第14条 当会社の定時株主総会は毎年 <u>1月1日から3月以内に</u> これを招集し、臨時株主総会は必要 <u>に応じて</u> 随時これを招集する。 【新 設】	第3章 株主総会 (招集 <u>の時期と開催場所</u>) 第14条 当会社の定時株主総会は <u></u> 毎年 <u>3月に</u> これを招集し、臨時株主総会は必要 <u>ある場合に</u> 随時これを招集する。 2. 株主総会は、兵庫県加古川市またはこれに隣接する地において開催する。
【新設】	(定時株主総会の基準日) 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎 年12月31日とする。
(議 長)第<u>15</u>条 <u>総会の議長は</u>取締役社長がこれ<u>にあたるものと</u> する。	(<u>招集権者および</u> 議長) 第 <u>16</u> 条 <u>株主総会は、</u> 取締役社長がこれ <u>を招集し、 議長</u> となる。

取締役社長に差支ある場合は取締役会に於て予 め定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる ものとする。

【新 設】

- <u>となる。</u>
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役 が株主総会を招集し、議長となる。

現行定款	変更案
(議決権の代理行使)	
86-10 DE VILLE OF A PERSON OF THE VILLE OF T	V.V.I. PA V

第16条 株主は当会社の議決権を有する株主に対しての み議決権の行使を委任することができる。この 場合には、その株主又は代理人は代理権を証す る書面を予め当会社に提出しなければならな い。前項の委任は総会毎にこれを行わなければ ならない。

【新 設】

(決議方法)

第<u>17</u>条 総会の決議は、法令<u>ならびに</u>定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって<u>これを</u>行う<u>ものとする。商法第343条の</u>規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行うものとする。

【新 設】

(議事録)

第18条 総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役全員記名捺印してこれを会社に保存する。

【新 設】

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は12名以内とする。

【削除】

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第<u>18</u>条 株主総会の決議は、法令<u>または本</u>定款に別段の 定めがある場合を除き、出席<u>した</u>株主の議決権 の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を 行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の3分 の2以上をもって行う。

【削除】

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名 を代理人として、その議決権を行使することが できる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を 証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。

現行定款 変更案

(選 任)

第20条 取締役は株主総会に於て選任する。

取締役の選任については総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うものとする。 取締役の選任については累積投票によらないも

<u>のとする。</u>

【新設】

【新 設】

(任期)

第<u>21</u>条 取締役の任期は<u>就任後</u>2年内<u>の</u>最終の<u>決算期</u>に 関する定時株主総会終結の時<u>をもって満了する</u> <u>もの</u>とする。<u>補欠選任により就任したる者の任</u> 期は前任者の残任期間と同一とする。

【新 設】

【新 設】

【新設】

(取締役会ならびにその招集)

第22条 取締役は取締役会を組織し、会社の重要な業務 に関する事項を決定する。取締役会を招集する 場合は各取締役及び各監査役に対し、会日の3 日前までに招集の通知を発するものとする。但 し緊急の場合はこれを短縮することができる。

【新 設】

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項については本章に規定するもののほか、取締役会で定める取締役会規則によるものとする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第<u>22</u>条 取締役の任期は<u>選任後2年以内に終了する</u>最終の<u>事業年度</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。

2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、 取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締 役、常務取締役各若干名を選定することができ る。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第<u>25</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各 取締役および各監査役に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間</u>を短縮 することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催す ることができる。

【削除】

現行定款 変更案 (役付及び代表取締役) 第24条 取締役会の決議により取締役社長1名を置く。 【削除】 その他の役付取締役として取締役会長1名、取 締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干 名を置くことができる。取締役社長は会社を代 表するものとし、その他の代表取締役について は前項の役付取締役のうちから取締役会の決議 により定める。 (取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項に 【新 設】 <u>ついて書面または電磁的記録により同意したと</u> きは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。ただし、監査役が 異議を述べたときはこの限りではない。 (報酬) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価とし 第25条 取締役の報酬<u>の総額は</u>株主総会<u>に於てこれを</u>定 て当会社から受ける財産上の利益(以下、「報 める。 酬等」という。)は、株主総会の決議によって 定める。 第5章 監査役及び監査役会 第5章 監査役および監査役会 (員 数) (員 数) 第26条 当会社の監査役は5名以内とする。 第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選 任)

第27条 監査役は株主総会に於て選任する。

監査役の選任については総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもってこれを行うものとする。

【新 設】

(任期)

第<u>28</u>条 監査役の任期は<u>就任</u>後4年内<u>の</u>最終の<u>決算期</u>に 関する定時株主総会終結の時<u>をもって満了する</u> ものとする。

> <u>補欠選任により就任したる者の任期は前任者の</u> 残任期間と同一とする。

> > 【新 設】

【新 設】

(選任<u>方法</u>)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第<u>30</u>条 監査役の任期は<u>選任後4年以内に終了する</u>最終の<u>事業年度</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u>

現行定款

(監査役会ならびにその招集)

第<u>29</u>条 監査役会<u>を招集する場合は各監査役に対し、会</u> <u>日の3日前までに招集の通知を発するものと</u>す る。<u>但し</u>緊急の<u>場合はこれ</u>を短縮することがで きる。

【新 設】

(監査役会規則)

第30条 <u>監査役会に関する事項については本章に規定するもののほか、監査役会で定める監査役会規則</u>によるものとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。

(報酬)

第<u>32</u>条 監査役の報酬<u>の総額</u>は株主総会<u>に於てこれを</u>定 める。

【新 設】

第6章 計 算

(営業年度)

第<u>33</u>条 当会社の<u>営業年度</u>は毎年1月1日<u>に始まり</u>12月 31日に終るものとする。

(利益配当金の支払)

第34条 利益配当金は毎年12月31日の最終の株主名簿に 記載又は記録された株主又は登録質権者に配当 する。前項の配当金は支払確定の日から満3ケ 年を経過した場合は当会社はその支払の義務を 免れるものとする。

【新 設】

(監査役会の招集通知)

第<u>32</u>条 監査役会<u>の招集通知は、会日の3日前までに各</u> <u>監査役に対して</u>発する。<u>ただし、</u>緊急の<u>必要があるときは、この期間</u>を短縮することができ

変更案

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

【削除】

【削除】

(報酬等)

第<u>33</u>条 監査役の報酬<u>等</u>は<u>株主総会の決議によって</u>定める。

(社外監査役の責任減免)

第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第<u>35</u>条 当会社の<u>事業年度</u>は<u>、</u>毎年1月1日<u>から</u>12月31 日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第<u>36</u>条 <u>当会社は、</u>毎年12月31日<u>を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u>

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の 日から満3年を経過してもなお受領されないと きは、当会社はその支払の義務を免れる。